

議 事 日 程

令和5年4月25日（火曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 専第3号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第11号）
- 専第4号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 専第5号 令和4年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 専第6号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）
- 専第7号 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第7号）
- 専第8号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第38号 東白川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第39号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第40号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）

（追加日程）

- 日程第7 議長辞職の件
- 日程第8 議長の選挙
- 日程第9 副議長辞職の件
- 日程第10 副議長の選挙
- 日程第11 常任委員会委員の選任の件
- 日程第12 議会運営委員会委員の選任の件
- 日程第13 同意第5号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	河田孝
村民課長	安江透雄	産業振興課長	伊藤秀人

地域振興課長 今井 信和
教育課長 村雲 修
保健福祉課長 桂川 のぞみ
会計管理者 今井 英樹

建設環境課長 有田 尚樹
保健福祉課長 安江 修治
診療所事務局長 安江 輝彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 居石 浩之

◎開会及び開議の宣告

○議長（桂川一喜君）

ただいまから令和5年第2回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（桂川一喜君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、7番 樋口春市君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（桂川一喜君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

◎承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第3号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から専第8号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求め。令和5年4月25日提出、東白川村長。

記1. 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第11号）（別紙）。2. 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）（別紙）。3. 令和4年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）（別紙）。4. 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）（別紙）。

5. 令和4年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第7号）（別紙）。6. 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（別紙）でございます。

1枚開いてください。

専第3号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第11号）。令和4年度東白川村一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,210万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億114万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和5年3月31日、東白川村長。

2ページから6ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、7ページ、地方債補正から説明させていただきます。

起債の方法、利率、償還の方法については、変更前と変更後は同じでございますので省略をさせていただきます、変更点のみ御説明いたします。

第2表 地方債、地方債補正。

（変更）。

起債の目的、公共事業等、変更前限度額4,210万円、変更後限度額でございますが、1,330万円を引き下げまして2,880万円とします。次に、起債の目的、過疎対策事業でございます。変更前限度額が9,650万円、変更後限度額ですが、430万円引き下げまして9,220万円とします。次に、過疎対策事業（ソフト）でございますが、変更前限度額が3,710万円、変更後限度額が40万円引き下げまして3,670万円とします。次に、防災対策事業（自然災害防止事業）でございますが、変更前限度額1,670万円、変更後限度額は420万円引き下げまして1,250万円とします。いずれも事業費の確定により減額をするものでございます。

9ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、12ページの歳入から説明させていただきます。

3月末の専決補正は、年度末ということで額の確定したもの、実績見込みが立ったもの、実績がなかったものなど、4年度の実績に応じて額の増減を補正したものでございます。

2. 歳入。

2款1項1目地方揮発油譲与税、補正額18万1,000円の追加でございます。

2項1目自動車重量譲与税ですが、補正額150万円の追加でございます。

5項1目の森林環境譲与税でございますが、補正額14万2,000円の追加でございます。

3款1項1目利子割交付金、補正額2万6,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目配当割交付金51万円の追加でございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、補正額52万2,000円の追加でございます。

次に、6款1項1目地方消費税交付金でございます。補正額1,451万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。内訳でございます。地方消費税交付金でございますが、243万8,000円の追加、社会保障財源の交付金につきましては1,207万8,000円の追加でございます。

次に、7款1項1目環境性能割交付金です。補正額41万1,000円の追加でございます。

次に、8款1項1目地方特例交付金、補正額69万円の減額でございます。説明欄を御覧ください。減収補てん特例交付金が30万円の減額、個人住民税減収補填特例交付金11万円の追加、自動車税減収補填特例交付金30万円の減額、軽自動車税減収補填特例交付金20万円の減額でございます。

次に、9款1項1目法人事業税交付金です。補正額326万1,000円の追加でございます。

次に、10款1項1目地方交付税4,193万8,000円の追加でございます。特別交付税でございます。

11款2項2目総務費負担金ですが、8万4,000円の追加、電柱移設工事負担金でございます。

3目の民生費負担金ですが、4,000円の減額、認可保育所措置児童保育料でございます。

次のページでございます。

12款1項2目総務費使用料でございます。11万円の追加。説明欄を御覧ください。CATV使用料（一般加入分）が3万円の追加、インターネット利用料が8万円の追加でございます。いずれも実績によるものでございます。

6目農林水産業費使用料ですが、2万7,000円の減額。1節の農業費の使用料につきましては中川原水辺公園施設の使用料が1,000円の追加、2節の林業費使用料につきましては2万8,000円の減額ですが、ウッドハイム神付住宅の使用料2万5,000円の減額、ウッドハイム神付住宅共益費が3,000円の減額でございます。いずれも1名の方が転出によるものでございます。

8目土木費使用料でございます。3万8,000円の追加でございます。2節の道路橋梁費使用料につきましては道路占用使用料が3万9,000円の追加、3節の住宅費使用料が特定賃貸住宅使用料（曲坂・フラットハイム）ですが、9,000円の追加、村営住宅の使用料は1万円の減額でございます。

12款2項4目衛生費手数料でございます。補正額15万5,000円の減額です。説明欄を御覧ください。可燃ごみ袋代が8万3,000万円の減額、不燃ごみ袋代が1万円の追加、粗大ごみシール代が8万2,000円の減額、いずれも実績見込みによるものでございます。

8目の土木費手数料です。1,000円の追加でございます。屋外広告物許可申請手数料が1,000円の追加でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金でございます。補正額244万3,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。障害者自立支援給付費負担金202万8,000円の減額、障害児入所給付費等国庫負担金41万5,000円の減額でございます。

4目衛生費国庫負担金146万8,000円の減額。説明欄を御覧ください。未熟児養育医療費国庫負担金が2万円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金が144万8,000円の減額でございます。

13款2項2目総務費国庫補助金でございます。補正額187万4,000円の減額。1節の総務管理費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金49万4,000円の追加、デジタル基盤改革支援補助金85万8,000円の減額でございます。2節の戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、個人番号カード交付事業費補助金が162万5,000円の減額、個人番号カード交付事務費補助金が11万5,000円の追加でございます。

次に、3目民生費国庫補助金でございます。359万円の減額。3節の保健福祉費補助金につきましては、地域生活支援事業費補助金が1万5,000円の減額、令和4年度子育て世帯臨時特別支援事業補助金（価格高騰支援）でございますが、289万円の減額でございます。

5節の児童福祉総務費補助金でございますが、子ども・子育て支援交付金（病後児保育）3万2,000円の減額、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付事業費補助金65万円の減額、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付事務費補助金3,000円の減額でございます。

次に、4目衛生費国庫補助金でございますが33万8,000円の減額。説明欄を御覧ください。感染症予防事業費補助金が18万3,000円の追加、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業補助金が4,000円の減額でございます。

次のページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が51万7,000円の減額でございます。

次に、8目土木費国庫補助金でございます。補正額29万4,000円の減額。防災安全交付金154万7,000円の減額、道路メンテナンス補助金171万2,000円の減額、交通安全対策（通学路緊急対策）補助金が296万5,000円の追加でございます。

次に、13款3項3目民生費国庫委託金でございます。補正額3万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。国民年金事務委託金が4万6,000円の減額、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金が1万5,000円の追加でございます。

14款1項3目民生費県負担金でございます。補正額116万1,000円の減額でございます。1節住民福祉費負担金につきましては、国民健康保険未就学児均等割保険税負担金が6万円の追加、3節の保健福祉費負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金が122万1,000円の減額。

4目の衛生費県負担金でございますが、20万5,000円の追加でございます。健康増進事業負担金が20万5,000円の追加でございます。

8目土木費県負担金ですが、159万8,000円の減額、地籍調査負担金が90万円の減額、社会資本整備円滑化地籍整備事業交付金が69万8,000円の減額でございます。

次に、14款2項総務費県補助金でございます。補正額268万9,000円の減額です。説明欄を御覧ください。空家等除却費支援事業費補助金が21万2,000円の減額、東京圏からの移住支援事業費補助金が165万円の減額、地域少子化対策重点推進交付金82万7,000円の減額でございます。

次に、3目民生費県補助金でございます。補正額22万5,000円の減額でございます。3節保健福祉費補助金につきましては、地域生活支援事業費補助金が8,000円の減額、5節の児童福祉総務費補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金（病後児保育）でございますが3万2,000円の

減額でございます。岐阜県子育て世帯負担軽減給付金事業補助金につきましては18万5,000円の減額でございます。

次に、4目衛生費県補助金でございますが、補正額20万4,000円の減額でございます。自殺予防緊急対策事業補助金1,000円の減額、岐阜県小児がんワクチン再接種費用補助金7万5,000円の減額、岐阜県胃がん対策強化事業費補助金4,000円の減額、がん患者医療用補正具購入助成事業費補助金が2万円の減額、骨髄移植ドナー等助成事業費補助金が10万5,000円の減額でございます。次に、6節の廃棄物対策費補助金は、立入検査市町村交付金が1,000円の追加でございます。

6目農林水産業費県補助金でございますが、662万8,000円の減額でございます。1節の農業費補助金は、地産地消事業補助金が5,000円の減額、県単農業施設整備補助金が35万7,000円の減額、農地利用最適化交付金5,000円の減額でございます。2節の林業費補助金でございますが、野生鳥獣被害防止助成金が3万3,000円の減額、森林整備地域活動支援交付補助金が36万6,000円の減額、県単治山整備事業補助金が501万8,000円の減額。これにつきましては、宮洞谷の工事を2期に分けて行ったためでございます。次に、野生鳥獣保護管理推進事業補助金が19万5,000円の減額、自伐林家型地域森林整備事業補助金26万4,000円の減額、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金が38万5,000円の減額でございます。

続いて、7目商工費県補助金でございます。補正額25万の減額でございます。清流の国ぎふ移住支援補助金が25万円の減額でございます。

8目の土木費県補助金につきましては、補正額2万5,000円の減額です。国県道樹木伐採事業費補助金でございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額90万2,000円の追加でございます。ふるさと思いやり基金指定寄附金の追加でございます。

17款1項18目森林環境譲与税基金繰入金でございます。補正額2,000円の追加でございます。

次に、19目の農用地等保全対策基金繰入金でございますが、390万円の減額でございます。

次に、17款2項6目後期高齢者医療特別会計繰入金ですが、88万円の追加でございます。後期高齢者医療保健事業（一体的事業）の繰入金でございます。

次に、18款1項1目繰越金でございますが、補正額2,619万1,000円の減額でございます。前年度繰越金で収支のバランスを取るためのものがございます。

次に、19款4項4目雑入でございますが、いずれも確定によるものがございます。補正額129万9,000円の減額でございます。フォレストスタイル使用料48万1,000円の追加、ペットボトル収集運搬業務還付金7万5,000円の追加、資源缶収集運搬業務還付金1,000円の減額、中川原水辺公園管理協力金4万1,000円の追加、青空友遊リーダー研修参加料1,000円の減額、文化財冊子売上代金1万2,000円の減額、公民館講座参加料9万6,000円の減額、はなのき会館ホール事業入場料4万円の減額、スポーツ教室等参加料4,000円の減額、ウォーキング大会参加料4,000円の減額、保育園主食代4万8,000円の減額、CATV引込み工事9万8,000円の減額、太陽光発電売電収入7万3,000円の減額、太陽光発電売電収入（役場、中学校、五加センター分）につきましては3,000円の減額、病

後児保育利用料につきましては1万6,000円の減額、日照木等用材林代が59万2,000円の減額、太陽光発電売電収入（越原センター基金分）でございますが2万円の減額、地域おこし協力隊派遣先負担金76万3,000円の減額、空き家売却収入43万円の減額、自販機設置料（中川原水辺公園）でございますが8,000円の追加、守りたい加茂の豊かな自然販売代2,000円の減額、協力隊住宅敷金返還金ですが11万4,000円の追加、岐阜県消防協会消防団員人材育成事業費補助金1万5,000円の追加、用材林代、木屋下線の道路改良工事でございますが12万円の追加、財団法人とうしん地域振興協力基金助成金5万円の追加でございます。

20款1項2目総務債でございます。補正額970万円の追加でございます。自主放送送出設備事業でございますが、これにつきましては商工債から総務債への組替えを行ったものでございます。

次に、3目民生債でございます。補正額70万円の追加。こども等医療費が210万円の追加、高校生通学支援事業100万円の減額、高齢者等外出支援車更新事業ですが40万円の減額でございます。

衛生債110万円の追加でございます。予防接種事業で110万円の追加でございます。

6目の農林水産業債につきましては800万円の減額でございます。中山間地域総合整備事業が290万円の減額、県単林道事業が60万円の追加、県営農道事業負担金が250万円の減額、神付農道修繕事業が110万円の追加、柏本農道修繕事業が10万円の減額でございます。一般単独事業債では、自然災害防止事業で県単治山でございますが420万円の減額でございます。

続いて、7目商工債でございますが、1,220万円の減額でございます。自主放送送出設備事業でございます。先ほど申しましたように、総務債への組替えということで、こちらは予算ベースになりますし、先ほどの総務債のほうは実績がベースになるものでございます。

次に、8目土木債でございますが、1,340万円の減額でございます。3節の過疎対策事業債につきましては、村道維持修繕工事（平1号線）が30万円の追加、村道維持修繕工事（平1号線及び黒川東白川線）が30万円の減額、村道岩野線舗装修繕工事が10万円の減額でございます。4節の公共事業等債につきましては、公共急傾斜地崩壊対策負担金が240万円の減額、防災安全交付金事業が110万円の減額、道路メンテナンス補助事業が200万円の減額、交通安全対策（通学路緊急対策）補助事業につきましては780万円の減額でございます。

次に、10目の教育債でございます。10万円の減額でございます。AETの招致事業でございます。

1枚はねてください。続いて、歳出の説明をいたします。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費でございますが、補正額20万2,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。総務一般管理費につきましては、工事請負費、役場庁舎玄関・軒下修繕工事の差金ということで55万円の減額でございます。積立金につきましては、ふるさと思いやり基金の積立金、これは2月分と3月分の積立てになりますが90万2,000円の追加でございます。次に、自治会等運営支援事業15万円の減額でございますが、これは集落支援員の謝金でございます。会議日数等がなくて済んだための減額でございます。

次に、2目の文書広報費ですが、20万円の追加でございます。情報発信事業、これは会計年度任

用職員の報酬の追加でございます。

次に、3目財政管理費でございます。1億円の追加でございます。財政管理費一般で積立金、財政調整基金の積立金でございますが、これは積み戻しといった格好になろうかと思えます。

次に、5目財産管理費でございます。460万6,000円の減額でございます。物件管理費で公有建物災害共済掛金が20万8,000円の減額でございますが、これにつきましてはこもればの里がなくなったということで減額となったものでございます。その次の行政情報化推進費でございますが、情報セキュリティ強化対策機器保守委託料でございますが69万4,000円の減額でございます。これは保守期間の終了によるものでございます。使用料及び賃借料では、電子コピーの使用料が20万円の減額、オンラインサービス使用料が46万2,000円の減額でございます。いずれも実績によるものでございます。その次に備品購入費でございますが、133万6,000円の減額ですが、庁内サーバー（内部情報系）の機器第四次更新整備につきましては、やり方を見直して無害化ソフトの購入を見送ったための減額となっております。

次に、6目の企画費304万8,000円の減額でございます。企画費一般ですが、報償費は村誌編纂委員の謝金が89万円の減額、これにつきましては委員さんが3人見えますけれども、個別での活動が中心となったため集まる機会がなく、89万円の謝金を減額したものでございます。次に需用費でございますが、村誌編纂関係消耗品費は1万円の減額でございます。委託料につきましては、特定空家調査委託料が10万円の減額でございますが、これにつきましては令和4年度、解体が1件ございましたけれども、これは令和3年の調査分でございます、令和4年の調査につきましては対象がなかったための減額でございます。次に、負担金、補助及び交付金でございます。老朽危険空き家等解体支援事業補助金ですが、42万4,000円の減額でございます。先ほども言いましたけれども、隠地で1件のみで、実績としては1件のみでございました。次に、再生可能エネルギー推進事業でございます。光熱水費で急速充電器の電気使用料が32万円の減額、それから役務費は急速充電器損害保険料が9,000円の減額、積立金で太陽光発電設備維持管理基金積立金2万2,000円の減額でございます。これにつきましては、急速充電器につきまして管理会社のほうに譲渡をしたために、契約は2月までで終了したということでございます。次に、官民協働のむらづくり体制構築事業でございます。使用料及び賃借料でございますが、アプリケーションZoom使用料（委員会等オンライン会議）のものでございますが、3万3,000円の減額でございます。次に、結婚推進対策事業でございますが、124万円の減額でございます。

次のページを御覧ください。

補助金のほうで、結婚新生活支援事業補助金が124万円の減額ですが、対象は4年度1件だけだったということでございます。

次に、10目の地域情報化事業費でございます。543万8,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。CATV番組等制作運営費でございますが、525万円の減額、文字放送送出設備につきましては、物品を精査して差金が出てきたということでございます。次に、CATV機器管理運営費でございますが、スーパー情報ハイウェイの維持負担金が18万8,000円の減額でございます。

次に、12目の地方創生事業費でございます。補正額70万5,000円の減額でございます。地方創生総合戦略推進事業でございます。報償費で、有識者会議の委員謝礼が10万5,000円の減額、委託料で総合戦略等作成支援委託料が10万円の減額、総合戦略評価の委託料が50万円の減額でございます。これにつきましては、総合戦略推進会議のほうがなくなりまして、評価につきましても書面で行えるようになったというようなことによる減額でございます。

次に、13目新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。補正額は1,949万8,000円の減額でございます。最初に、新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、消耗品費、需用費でございますけれども、事業系消耗品で1,527万円の減額でございます。これは大きな減額でありますけれども、あらかじめ臨時交付金の他の事業とのやりくりを考えながら予算を多く計上したための減額でございます。次に、白川茶新茶販売促進事業でございますが、これは確定による財源補正でございます。ここの財源につきましては、新型コロナウイルス臨時交付金でございます。次に、村内消費拡大対策事業62万1,000円の減額ですが、これは補助金で、つちのこ商品券配布事業の補助金でございます。この商品券の事業につきましては、昨年春に実施したもので、1人1万円ということで配付をしております。商品券が8,000円ということ、プラス食事券2,000円というような内容でございました。次に、高齢者世帯と子育て世帯への商品券配布事業でございます。これも実績による財源補正と、補助金のほうで高齢者世帯への商品券配布事業補助金が65歳以上の方のみの世帯に1万円を配付したのですが、23万4,000円の減額、子育て世帯への商品券配布事業補助金につきましては16万9,000円の減額ですが、18歳以下の子供1人当たり1万円といったような内容でございました。次に、事業継続支援事業でございますが、補助金のほうで事業継続支援事業補助金が100万円の減額でございます。これは確定によるものでございます。次に、プレミアム商品券発行事業、これは財源補正になりますけれども、これにつきましては昨年11月に実施しました20%のプレミアムといった内容でございます。次に、新型コロナ、農業持続化支援事業でございますが、58万6,000円の減額、補助金の農業持続化支援事業の減額でございます。次に、生活支援思いやり商品券事業でございます。需用費で28万円の減額、役務費で25万円の減額、補助金のほうは生活支援思いやり商品券事業補助金で108万8,000円の減額でございます。これにつきましては昨年12月に実施したもので、全村民を対象に1万円の商品券を配付したものでございます。また加算で、弱者に対して5,000円の加算もつけました。執行率につきましては98.44%といったような内容になっております。

次のページを御覧ください。

2款3項2目住民情報処理費でございます。補正額162万5,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。住民情報処理費、負担金、補助及び交付金のほうですが、通知カード・個人カード関連事務委任交付金が162万5,000円の減額でございます。

次に、3款1項1目住民福祉費でございます。補正額55万9,000円の減額でございます。国民年金事務費につきましては財源補正となります。次に、国民健康保険特別会計繰出金55万9,000円の減額でございます。法定内のものでございます。ここの特定財源の63万9,000円につきましては、

社会保障財源の充当によるものでございます。この特定財源の今の国民健康保険特別会計の63万9,000円から障がい福祉サービス費の123万7,000円まで全部、その他のところは社会保障財源の充当によるものでございます。次に、後期高齢者医療費につきましても財源補正でございます。

3目の保健福祉費でございます。1,003万3,000円の減額でございます。障がい福祉サービス事業でございますが703万3,000円の減額。扶助費でございます。障害福祉サービス費が552万8,000円の減額、補装具費が30万2,000円の減額、自立支援医療費（育成医療）が20万円の減額、障害児通所給付費が73万6,000円の減額、日常生活用具給付費16万7,000円の減額、日中一時支援費が10万円の減額でございます。

すみません、先ほどの保健福祉費一般の財源内訳の638万円については、後期高齢者医療保険事業の繰入れとなりますが、4款の保健衛生総務費とも関連がありますので後ほど説明をさせていただきます。

その次に、令和4年度価格高騰緊急支援給付金事業でございますが、これは実績見込みによるものでございます。非課税世帯給付金が214世帯に支出をしておりますして280万円減額となっております。家計急変世帯給付金につきましては20万円の減額でございます。1世帯でございました。

次に、4目の老人福祉費でございます。336万1,000円の減額でございます。まず高齢者等外出支援事業でございますが、わかあゆ3号の更新事業の差金分ということで84万5,000円の減額でございます。それから老人ホーム入所措置事業でございますが、老人ホーム措置費負担金ということで82万6,000円の減額、実績の見込みによるものでございます。次に、介護予防・地域支え合い（軽度生活援助）でございますが、ホームヘルパー派遣委託料が11万円の減額、介護予防・地域支え合い（生きがい対応デイサービス）がデイサービス運営委託料100万円の減額でございます。次に、生活援助員設置事業は財源補正でございます。こちらも先ほどと同じでございますけれども、老人ホーム入所措置事業の51万6,000円から高齢ドライバー安全対策事業の1万1,000円までのその他の特定財源については全て社会保障財源を充当したものでございます。次に、地域包括支援センター運営事業につきましては、予防給付ケアプラン作成業務委託料が36万円の減額、神土交流サロンから五加交流サロンの運営事業までは全て財源補正でございます。高齢ドライバー安全対策事業は22万円の減額でございます。

次のページを御覧ください。

高齢者安全運転支援補助金（安全装置付自動車購入事業）の減額でございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費でございます。補正額124万2,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。児童手当交付事業でございますが、これは先ほどと一緒ですが、社会保障財源の充当による財源補正でございます。次に、子育て支援総合推進事業32万3,000円の減額ですが、出産祝い金のほうで20万円の減額、修学資金利子補給金で12万3,000円の減額でございます。次に、子育て支援室運営事業費につきましては、特殊勤務手当、これは処遇改善手当でございますけれども8万1,000円の減額でございます。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業でございます。これにつきましては、役務費のほうで3,000円の減額、低所得の子育て世帯に

対する子育て世帯生活支援特別給付金が65万円の減額でございます。岐阜県子育て世帯負担軽減給付金事業につきましては、全体で18万5,000円の減額でございます。役務費で5,000円の減額、子育て世帯負担軽減給付金が18万円の減額でございます。

次に、2目認可保育所費でございます。補正額112万3,000円の減額でございます。みつば保育園運営費でございます。報酬は5万円の追加でございます。職員手当等でございますが、住居手当で8万4,000円の減額、特殊勤務手当が9,000円の減額です。需用費につきましては、燃料費が園舎の燃料費は20万円の減額ですし、光熱水費の中では電気使用料が15万円の減額、水道使用料が13万円の減額でございます。委託料につきましては、保育園給食業務委託料が50万円の減額、保育補助員委託料が10万円の減額でございます。

次に、4款1項1目保健衛生総務費でございます。補正額57万6,000円の減額でございます。説明欄、保健衛生総務費一般が57万6,000円の減額でございます。ここで保健衛生総務費の特定財源28万2,000円の減額でございますが、当初、後期高齢者医療保険事業（一体的事業）の繰入れ550万円をこの保健衛生総務費に繰り入れておりましたけれども、保健福祉費一般に組替えを行い、この保健衛生総務費には社会保障財源からの充当521万8,000円から組替え分の550万円の差額で28万2,000円の減額となり、保健福祉費一般は組み替えた550万円と補正分の88万円の合計で、先ほど27ページの件ですが、その他財源が638万円の追加となっております。報酬につきまして55万8,000円の減額、旅費につきましては、これも会計年度任用職員の通勤分でございますが1万8,000円の減額でございます。

次に、2目予防費329万3,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。予防接種事業につきましては全体で269万円の減額でございます。負担金は、二次予防接種負担金が4万円の減額、補助金は、予防接種等助成金250万円の減額、小児がん患者等ワクチン再接種費用助成金が15万円の減額でございます。次に、がん検診でございますが、補助金でございます。広域がん検診助成金が20万円の減額、がん検診ウィッグ等助成金4万円の減額、骨髄移植ドナー等助成金21万円の減額でございます。このがん患者のウィッグと骨髄移植につきましては実績はゼロでございます。次に、自殺予防対策事業でございますが、これにつきましては財源補正でございます。続く未熟児養育医療事業につきましても財源補正でございます。次に、健康増進事業につきましても同じく財源補正となっております。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、委託料のほうで会場運営委託料を15万3,000円減額しました。これにつきましては、社会福祉協議会に委託を2回の予定で予算を組んでおりましたけれども、実質1回で済んだということで1回分の減額でございます。

次に、3目母子健康センター費、補正額21万7,000円の減額でございます。産後ケア委託料が4万5,000円の減額、備品購入費のほうで、昨年故障して購入をいたしました超音波画像診断装置、エコーの装置ですが、この入札差金17万2,000円の減額でございます。

次に、5目環境対策費でございます。31万2,000円の減額でございます。環境総務費のほうで旅費が2,000円ほど減額でございます。自然保護事業につきましては、報償費のほうで環境保全監視

員の謝礼が2万5,000円の減額、需用費のほうでは看板作成費2万2,000円の減額、負担金、補助及び交付金のほうで補助金で景観保全事業の補助金が26万3,000円の減額でございます。

次に、6目廃棄物対策費でございます。補正額24万円の減額でございます。一般廃棄物対策事業で、役務費で10万8,000円の減額、負担金のほうでは職員研修負担金が1万円の減額、手数料がありました、動物の死骸等の処理手数料が10万円の減額ということでございます。その他の特定財源につきましては、可燃ごみ袋代等でございます。次に、産業廃棄物対策事業でございます。役務費は3万8,000円の減額、委託料は7万5,000円の減額でございます。産廃収集運搬委託料でございます。生活排水対策事業につきましては役務費9,000円の減額でございます。

次に、6款1項1目農業委員会費でございます。補正額5万円の増額でございます。職員手当等の増額でございます。

次に、2目農業総務費61万円の減額でございます。報酬で25万円の減額、職員手当等で36万円の減額でございます。

次に、農業振興費でございますが98万9,000円の減額でございます。農業振興費各種補助金でございます。野猪防護柵設置補助金は16万8,000円の減額、地産地消事業補助金が8,000円の減額、いずれも確定によるものでございます。茶業振興対策事業でございます。全体で50万5,000円の減額でございますが、補助金で茶品質向上対策補助金が30万1,000円の減額、茶販売拡大支援事業補助金20万4,000円の減額でございます。次に、経営所得安定対策推進事業でございますが、再生協議会の推進経費が7,000円の減額でございます。次に、持続可能なネットワーク事業、これも事業費確定によるものでございますが、持続可能なネットワーク業務の委託料が30万1,000円の減額でございます。

次に、6目畜産業費でございます。7万7,000円の減額でございます。畜産振興事業で、役務費が9,000円の減額、負担金でございますが、家畜診療負担金が6万8,000円の減額でございます。

次に、7目の農地費でございます。641万2,000円の減額でございます。農地総務費、職員手当等が1万円の減額、旅費が5,000円の減額でございます。委託料62万円の減額でございますが、次期中山間事業の実施計画申請図書作成業務委託料でございます。工事請負費につきましては、神付農道修繕工事が37万2,000円の減額でございます。負担金では、県営中山間地域総合整備事業（東白川地区）の負担金が290万5,000円の減額、県営農道事業負担金（基幹農道整備）でございますが、250万円の減額でございます。

次に、中川原水辺公園管理費につきましては、使用料のその他の財源に充当いたしまして、財源補正でございます。

次に、6款2項1目林業総務費でございます。補正額25万9,000円の減額でございます。林業総務費で、旅費で37万円の減額、使用料及び賃借料で2万7,000円の減額、森林環境譲与税の基金積立金は13万8,000円の追加でございます。

次に、2目林業振興費284万7,000円の減額でございます。F S C森林認証管理事業が補助金のほうで26万円の減額でございます。次に、有害鳥獣捕獲事業でございますが、報酬で1万6,000円の

減額、鳥獣被害対策実施隊の報酬でございます。実績によるものでございます。次に、有害鳥獣捕獲報償金ですが88万円の減額、補助金につきましては、鳥獣被害対策実施隊員助成金8万8,000円の減額でございます。森林整備地域活動支援交付金事業につきましては、森林整備地域活動支援交付補助金が48万8,000円の減額でございます。村有林管理事業につきましては、報酬で60万3,000円の減額、需用費が事業系消耗品7,000円の減額、負担金は作業道管理負担金が3万9,000円の減額でございます。この報酬につきましては、パートの職員が4月からフルタイムであったということで、当初見ていた会計年度任用職員の報酬を減額するものでございます。企業参加型森林整備推進事業でございますが、財源補正となっております。これにつきましては、森林環境譲与税基金の繰入金でございます。それから、自伐林家型地域森林整備事業でございますが、31万6,000円の減額、これは補助金の減額によるものでございます。それから、5万4,000円の特定財源につきましても同じく森林環境譲与税基金の繰入金でございます。林業活性化担い手育成事業でございますが、15万円の減額でございます。これにつきましては、林業活性化担い手育成補助金ということで3月補正で多く見込んでおりましたけれども、1名の方が村外に転出されたということで1か月分が減額となったものでございます。

次に、3目林道総務費でございます。1,017万4,000円の減額でございます。これにつきましては、林道総務費で1,017万4,000円の減額でございますが、委託料、上田谷の流路工の測量設計委託料が37万2,000円の減額、工事請負費では林道維持修繕工事が15万1,000円の減額、宮洞谷流路工整備工事が965万1,000円の減額でございます。これは先ほど歳入でも説明いたしましたが、工事を2年に分けたための減額でございます。

次に、7款1項1目商工振興費でございます。補正額13万4,000円の減額でございます。商工振興費一般では職員の旅費の減額でございます。

2目地域づくり推進費1,803万4,000円の減額でございます。東白川つながるナビ事業が320万円の減額、補助金で空き家対策事業補助金が50万円の減額、東京圏からの移住支援事業補助金が220万円の減額、清流の国ぎふ移住支援事業補助金が50万円の減額でございます。イベント支援事業につきましては20万円の減額でございます。このその他の5万円につきましては、とうしんの補助金でございます。次に、地域産業活性化対策事業でございます。全体で355万8,000円の減額でございます。報償費につきましては、つちのこメンバーズカードの商品券のポイント還元で151万5,000円の減額、役務費12万円の減額、補助金ですが、商工業設備資金利子補給が15万4,000円の減額、小規模事業者経営改善資金利子補給でございますが22万8,000円の減額、商工業新規開業支援補助金が114万1,000円の減額、濃飛建設職業能力開発校訓練生の経費補助金が11万1,000円の減額、ECモールの出店業者の支援補助金28万9,000円の減額でございます。次に、観光振興事業でございますが、報酬は7万円の追加でございます。委託料で、シルバー人材センター委託料が2回実施しておりまして19万8,000円減額でございます。負担金ですが、物産展の出展料の負担金は実績がなく25万円の減額でございます。東白川村観光協会の補助金につきましては、鮎釣りアカデミーがやめたということで12万9,000円ほどの減額でございます。次に、フォレストスタイル事業でございます。

報償費は記念品等が399万3,000円の減額でございます。次に、役務費でございますが、雑誌広告料が24万円の減額、写真撮影手数料が28万6,000円の減額、それから使用料につきましては15万6,000円ほどの減額でございます。地域おこし協力隊事業につきましては、全体で376万円の減額でございます。職員普通旅費で54万1,000円の減額、補助金ですが、地域おこし協力隊活動補助金で321万9,000円の減額でございます。この補助金につきましては、現役の協力隊を支援するための補助金でございます。次に、集落支援員事業でございます。これも旅費の減額で11万6,000円の減額でございます。NPO法人の活動事業につきましては、NPO法人活動補助金をつちのこ村に出しておるものですが、201万8,000円の減額でございます。

次に、8款1項1目土木総務費でございます。補正額20万3,000円の減額でございます。土木総務費一般で、使用料のところ5,000円の減額ですし、負担金のところで可茂土木協会の負担金が4,000円の減額、県国道協会負担金2万2,000円の減額、各種研修会参加負担金17万2,000円の減額でございます。

次に、地籍調査費でございます。125万9,000円の減額でございます。地籍調査事業（負担金対象）につきましては81万円の減額、委託料でございます。地籍調査事業の交付金対象につきましては、同じく委託料42万5,000円の減額でございます。次に、地籍調査事業の補助対象外につきましては2万4,000円の減額でございます。これは使用料と賃借料の分でございます。

次に、8款2項1目道路橋梁維持費でございます。補正額955万3,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業443万円の減額ですが、委託料は村道除雪業務の委託料が127万8,000円の減額、原材料費で道路維持管理用原材料費が136万8,000円の減額、負担金のほうですが49万9,000円の減額でございますが、黒川東白川線照明器具電気代の負担金でございます。それから、補償補填及び賠償金でございます。128万5,000円の減額でございます。これは日照木等の補償費でございます。次に、道の駅管理費につきましては、施設の修繕料の減額で14万円の減額でございます。防災安全交付金事業は確定による委託料の減ということで、村道路面性状調査の委託料48万円の減額でございます。道路メンテナンス補助事業につきましては、橋梁点検委託料が14万1,000円の減額、それから柏本地内の橋梁補修工事14万7,000円の減額でございます。次に、交通安全対策（通学路緊急対策）事業でございます。全体で421万5,000円の減額でございます。委託料では、上親田線落石対策調査設計委託料が175万4,000円の減額、工事請負費では木屋下線の道路改良工事159万4,000円の減額、魚戸橋ほか2路線の歩道カラー舗装工事が60万6,000円の減額でございます。補償補填及び賠償金でございますが、木屋下線の道路改良工事に係る水道管支障移転補償費が26万1,000円の減額でございます。

次に、8款3項1目住宅管理費でございます。補正額5,000円の減額、役務費の減額でございます。

8款4項1目河川砂防費は256万1,000円の減額でございます。河川砂防事業で公共急傾斜地の崩壊対策負担金、上小林の分でございますが256万1,000円の減額でございます。

次に、9款1項1目非常備消防費でございますが、11万5,000円の減額でございます。まず消防

総務費は財源補正でございます。この1万5,000円は県消防協会の消防団育成事業の補助金でございます。それから消防訓練費でございますが、訓練手当が11万5,000円の減額。これにつきましては、訓練の参加者が少なかったことによるものでございます。

次に、10款1項2目の事務局費でございますが、補正額が11万5,000円の減額でございます。教育委員会事務局費で、負担金の英語指導助手（AET）の設置事業の負担金の11万5,000円の減額によるものでございます。

次に、10款2項1目学校管理費でございます。補正額95万円の減額でございます。小学校の管理費一般につきましては財源補正でございます。これは太陽光発電の売電による財源でございます。スクールバスの管理費につきましては、報酬のほうで50万円の減額、需用費のほうですが燃料費、スクールバスの燃料費は15万円の減額、修繕料につきましてはスクールバスの車検とか修繕料等で30万円の減額でございます。

次に、2目の教育振興費35万円の減額でございます。小学校教育振興費一般でございますが、電話・回線使用料、これタブレットの端末の使用料でございますが、確定見込みによる35万円の減額でございます。

次に、10款3項1目学校管理費、今度は中学校の管理費の一般でございます。需用費のほうで、確定見込みにより電気使用料25万円の減額でございます。

中学校教育振興費一般は、全体で74万1,000円の減額でございます。報酬は18万円の減額、報償費が10万円の減額、補償補填及び賠償金、修学旅行等の取消し料でございますが、これにつきましてはキャンセルがなく46万1,000円減額するものでございます。

次に、10款4項1目社会教育総務費でございます。15万6,000円の減額でございます。報酬で4万4,000円の減額、これにつきましては社会教育委員さんの報酬でございますが、委員のうち、職員の方が委員をやってみえるのがありますので、その分を減額したものでございます。それから負担金、補助及び交付金のほうで負担金でございますが、委員、職員研修会の負担金、これにつきましては11万2,000円の減額ですが、県外研修がなかったことによるものでございます。文化財保護事業につきましては財源補正でございます。この1万2,000円の減額は冊子売上代の減額でございます。

2目の公民館費でございます。12万3,000円の減額でございます。公民館総務費につきましては財源補正。この9万6,000円につきましては、公民館講座の参加費の減額によるものでございます。はなのき会館ホール事業は12万3,000円の減額。この4万円も入場料収入の減額によるものでございます。パンフレット作成費を自前で行ったということの減額でございます。

次に、10款5項1目保健体育総務費でございます。53万6,000円の減額です。保健体育総務費一般で27万1,000円の減額、負担金のほうで郡体育協会負担金が10万3,000円の減額、東海四県スポーツ推進委員研究大会負担金が16万8,000円の減額でございます。生涯体育活動事業につきましては、26万5,000円の減額でございます。需用費はスポーツ教室の消耗品が14万5,000円の減額、使用料についてはスポーツ観戦入場料ということですが、スポーツのトップアスリート交流事業ができなか

ったということで12万円の減額でございます。

次に、2目体育施設管理費でございます。23万円の減額でございます。総合運動場管理費は電気使用料12万1,000円の減額でございます。学校開放施設管理費につきましては、修繕料の減額で10万9,000円の減額でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

専第4号 令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）。令和4年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,800万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,904万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67条）第179条第1項の規定により専決処分する。令和5年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額4,691万5,000円の減。説明欄を御覧ください。普通交付金の医療給付費分で4,718万8,000円の減、特別交付金の特別調整交付金（市町村分）で153万2,000円の増、2号分の県繰入金で125万9,000円の減となっております。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額55万9,000円の減。説明欄を御覧ください。保険料軽減分の保険基盤安定の繰入れの端数調整で1,000円の増、出産育児一時金の繰入金で56万円の減となっております。

6款1項1目繰越金、補正額で53万3,000円の減。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を除去するものです。

次のページをお願いします。

歳出。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額で3,418万8,000円の減。説明欄を御覧ください。負担金で、一般被保険者療養給付費を額の確定により減額するものです。

3目の一般被保険者療養費、補正額で50万円の減。説明欄を御覧ください。負担金で、一般被保険者の療養費を額の確定見込みにより減額するものです。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額で1,250万円の減。説明欄を御覧ください。負担金で、一般被保険者の高額療養費を見込みにより減額するものです。

次のページをお願いします。

2款4項1目出産育児一時金、補正額84万円の減。説明欄を御覧ください。負担金で、出産育児一時金の確定見込みによる減額となっております。

7款1項1目一般被保険者保険料還付金、補正額2万1,000円の増。説明欄を御覧ください。一般被保険者の保険料の還付金対象者の増加による増額となっております。

続きまして、専第5号 令和4年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）。令和4年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67条）第179条第1項の規定により専決処分する。令和5年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

7款1項1目繰越金、補正額488万6,000円の減。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を減額するものです。

8款2項1目雑入、補正額488万6,000円。説明欄を御覧ください。第三者納付金を充当して、先ほどの前年度繰越金を減額するものです。

次のページをお願いします。

歳出。

1款1項2目連合会負担金、補正額ゼロ。説明欄を御覧ください。国民健康保険団体連合会負担金の特財を充当して一般財源を減額するものです。

以上です。

○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

専第6号 令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）。令和4年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ298万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,015万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和5年3月31日提出、東白川村長。

2ページからの第1表 歳入歳出予算補正、5ページからの歳入歳出予算事項別明細書を省略し、7ページを御覧ください。

2. 歳入。

1 款 1 項 1 目使用料、補正額4,000円の減。滞納繰越分です。

1 款 2 項 1 目手数料、補正額 1 万6,000円の減。説明を御覧ください。給水装置工事事業者指定手数料 1 万1,000円の減、開栓及び再開栓手数料5,000円の減です。

3 款 1 項 1 目繰越金、補正額271万8,000円の減。収支のバランスを取らせていただきます。

9 款 1 項 1 目雑入、補正額24万5,000円の減。説明を御覧ください。水道管移転補償費26万1,000円の減、可茂水道技術管理協議会会費還付金 1 万6,000円の増。

9 ページを御覧ください。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額57万1,000円の減。説明を御覧ください。公課費、消費税納付金57万1,000円の減、納税額の確定によるものです。

1 款 1 項 2 目使用料徴収費、補正額6,000円の減。説明を御覧ください。旅費、費用弁償、検針員費用弁償の減額になります。

2 款 1 項 1 目東白川簡易水道建設事業費、補正額240万6,000円の減。説明を御覧ください。簡易水道建設事業（単独事業）、委託料、県営基幹農道事業第 3 工区水道管布設替変更設計委託料13万8,000円の減、工事請負費、村道木屋下線水道管布設替工事26万1,000円の減。簡易水道建設事業（補助事業）、補助対象、委託料、曲坂水系生活基盤近代化調査設計委託料46万7,000円の減、工事請負費、簡易水道機器更新工事154万円の減でございます。

以上です。

○議長（桂川一喜君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

専第 7 号 令和 4 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 7 号）。令和 4 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ314万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億6,148万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分する。令和 5 年 3 月 31 日、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正、5 ページからの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただき、7 ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

3 款 2 項 1 目医業費補助金、補正額 9 万2,000円。説明欄を御覧ください。へき地医師研修支援補助金15万円の減額、岐阜県処遇改善補助金24万2,000円の増額。これは介護職員の手当に充てるもので、確定による財源補正でございます。

次に、6 款 1 項 1 目繰越金、補正額358万6,000円の減額。前年度繰越金ですが、収支のバランス

を取るためのものです。

次に、9款1項3目感染症対策補助金、補正額34万9,000円の増額。発熱外来の診療体制を確保するための補助金です。

続いて、次ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項総務費、1目一般管理費、補正額11万2,000円の減額。説明欄を御覧ください。委託料、除雪業務委託料で7万2,000円の減額、負担金、自治医科大学卒業医師受入市町村会議会費4万円の減額、いずれも事業費確定によるものです。

2款1項医業費、1目一般管理費、補正額27万円の減額。説明欄を御覧ください。職員手当等、医師の緊急時出動手当、こちらで17万円の減額。委託料、給食の栄養士業務委託料で10万円の減額。いずれも確定見込みによる補正でございます。

同じく2目の医療管理費、補正額276万3,000円の減額。説明欄を御覧ください。医療事業、需用費の医薬材料費、薬品費等の確定見込みによる減額補正です。

以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江透雄君。

○村民課長（安江透雄君）

専第8号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,582万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67条）第179条第1項の規定により専決処分する。令和5年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いします。

3款1項1目保健事業費委託金、補正額88万円の増。説明欄を御覧ください。保健事業費の委託金で一体的事業に充当するものです。

次のページをお願いします。

歳出。

3款1項1目健康診査費、補正額で88万円の増。説明欄を御覧ください。繰出金で、後期高齢者医療保健事業の一体的事業の繰出金88万円を増額するものです。

以上です。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分承認を求めることについて、専第3号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から専第8号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第3号 令和4年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から専第8号 令和4年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6件については、原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩とします。

午前10時55分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（桂川一喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第38号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第4、議案第38号 東白川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第38号 東白川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例について。東白川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年4月25日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。改め文のほうを御覧ください。

東白川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例。

東白川村個人情報保護法施行条例の一部を次のとおり改正する。

第3条を次のように改める。

(個人情報ファイルの記載事項) 第3条 個人情報ファイルに記載する事項は、法第75条第1項に規定するものとする。

別冊の新旧対照表の1ページを御覧ください。

この条例につきましては、3月の定例会で制定を行ったものですが、現行の第3条の下線部分を削除し、個人情報ファイルに置き換えるもので、個人情報ファイルに記載する事項については、個人情報の保護に関する法律第75条の第1項に規定するものに置き換える。登録簿というのが現行のほうに出てくるとと思いますが、個人情報取扱事務登録簿というのが個人情報ファイルに置き換えるといった内容の改正でございます。

本文にお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号 東白川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第38号 東白川村個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第39号及び議案第40号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（桂川一喜君）

日程第5、議案第39号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第1号）及び日程第6、議案

第40号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）の2件を補正関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝君。

○総務課長（河田 孝君）

議案第39号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第1号）。令和5年度東白川村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,088万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,088万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年4月25日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と、5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明をさせていただきます。

歳入。

10款1項1目地方交付税、補正額1,082万円の追加でございます。普通交付税で収支のバランスを取るものでございます。

次に、19款4項4目雑入でございます。補正額6万7,000円の追加。プレカット施設機器の更新白川町負担金でございます。詳細につきましては、歳出でまた御説明をいたします。

それでは、歳出のほうでございます。

4款1項2目、補正額723万7,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございます。報酬で20万4,000円の追加、需用費が20万1,000円の追加でございます。役務費は38万5,000円の追加でございます。委託料でございますが、ワクチン4回目以降接種対応改修委託料として55万5,000円、システム改修の委託料でございます。会場運営費の委託料でございますが30万円の追加でございます。これは高齢者のための会場の補佐をしていただく会場運営となります。それから、負担金のほうですが、ワクチン接種費用の負担金で559万2,000円の追加でございます。このワクチン接種体制確保事業につきましては、当初予算で80人ということで予算化をさせてもらっておりましたが、春接種、秋接種というのが本格的に決まりまして、2,638人分ということで今回予算を計上させてもらったものでございます。65歳以上の方につきましても、全部希望によりますけれども、6月、それから6か月間空けた12月ぐらい、年に2回打てる状況になると思いますし、65歳未満の方につきましては、9月の秋接種がスタートというような形になるかと思っております。5月24日と31日に集団接種を行うというような、既に準備が進めております。

次のページを御覧ください。

6款2項2目林業振興費でございます。補正額365万円の追加でございます。一般林業振興費で、負担金、補助金のプレカット補助金につきましては25万円の追加、これにつきましては修繕に充て

るものですが、羽柄加工機の修繕ということでございます。この羽柄加工というのは、羽柄材というのは構造材を補うための材料や下地材のことをいうものですが、次に、東濃ひのき製品流通組合の補助金340万円の追加でございます。これにつきましては、3月の全協の折に説明をしておりますが、バイオマス事業の件でございます。白川町の額が確定してきましたので、村はその10%ということで340万円とさせていただきます。このプレカットの補助金につきましては、プレカットが2分の1、東白川、白川で2分の1といった補助率でございます。比率につきましては組合員数割になっておりまして、白川町が27%、東白川が73%ということで、今回事業費が約50万円ということで、村と白川で25万円ずつということで、先ほどの歳入のほうの6万7,000円を見込んでおりました、これは白川の27%分でございます。東白川が73%で18万3,000円になろうかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

診療所事務局長 安江輝彦君。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第40号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）。令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年4月25日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正、5ページ、6ページ、事項別明細書の総括の朗読を省略いたしまして、7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

1款1項4目保健予防活動収益、補正額559万2,000円。説明欄を御覧いただきまして、コロナワクチン接種受託料の増額補正でございます。

次に、6款1項1目繰越金、補正額559万2,000円の減額。収支のバランスを取るための補正です。続いて、次ページを御覧ください。

3. 歳出。

2款1項医業費、2目医療管理費、補正額はありますが、特定財源充当による財源補正で、先ほどのコロナワクチン接種受託料です。以上でございます。

○議長（桂川一喜君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第1号）及び議案第40号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 令和5年度東白川村一般会計補正予算（第1号）及び議案第40号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第1号）の2件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時13分 休憩

午前11時18分 再開

○副議長（安江健二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま桂川一喜君から、議長辞職願が提出をされました。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第7として議題とすることに決定をしました。

◎議長辞職の件

○副議長（安江健二君）

追加日程第7として、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、桂川一喜君の除斥を求めます。

[議長 桂川一喜君 退場]

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（居石浩之君）

辞職願。

このたび、東白川村議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いいたします。令和5年4月25日、東白川村議会議長 桂川一喜。東白川村議会副議長 安江健二様。以上になります。

○副議長（安江健二君）

お諮りします。桂川一喜君の議長の辞職を許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。桂川一喜君の議長の辞職を許可することに決定しました。

桂川一喜君の除斥を解除します。

〔6番 桂川一喜君 入場・着席〕

桂川一喜君に議長の辞職が許可されたことを報告します。

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第8として選挙を行いたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第8として選挙を行うことに決定しました。

◎議長の選挙

○副議長（安江健二君）

追加日程第8、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

安江真治君及び安保泰男君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、今井美道君7票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。よって、今井美道君が議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

それでは、ここで新議長に御挨拶をいただきます。

○新議長（今井美道君）

ただいま議長に御承認いただきまして、誠にありがとうございました。大変微力ではありますが、議会改革、または村民のためになる議会運営等、務めてまいりたいと思っております。議員の皆さんの御協力と、また村長はじめ役場執行部の皆さん、それぞれのお立場で御協力をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（安江健二君）

続きまして、前議長より御挨拶をいただきます。

○6番（桂川一喜君）

先ほどは、任期半ばではありましたが、辞意を表明いたしましたところ、皆さんの御理解の下で承認いただきまして、まずはありがとうございました。

議長を終えるに当たり、一期一会、そして背水の陣の下に、1年間、しっかりと議長職を務めるよう努力してきました。その結果、皆さんには駆け足のような議会運営にお付き合いいただいたこと、まずは感謝申し上げます。ありがとうございました。そして、そのためにいろんな御無理もあったかと思っております。執行部の皆様をはじめとして、議員の皆様にも、この御無理を聞いていただいた結果、何とか自分なりの1年間の議長職をある程度務め上げられたものと自負しております。改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

新議長の今井美道さんが先ほど推挙されました。選ばれましたことで、また議会運営におきましても、今まで同様、執行部の皆さん、そして議員の皆さんの協力とともに、そして、まして議長職を降りました私が全力で新議長を支えながら議会運営に努めたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

以上で挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（安江健二君）

それでは、ここで暫時休憩とします。

午前11時34分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員として私が指名されておりましたが、先ほどの議長選挙において議長に当選しましたことから、会議規則第113条の規定による会議録署名議員の数が欠けることから、新たに会議録署名議員として、1番 安江真治議員を追加指名いたします。

ただいま安江健二君から、副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長（今井美道君）

追加日程第9、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、安江健二君の除斥を求めます。

〔副議長 安江健二君 退場〕

書記に辞職願を朗読させます。

○議会事務局書記（居石浩之君）

辞職願。

このたび、東白川村議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可くださるようお願いします。令和5年4月25日、東白川村議会副議長 安江健二。東白川村議会議長 今井美道様。以上です。

○議長（今井美道君）

お諮りします。安江健二君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。安江健二君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

安江健二君の除斥を解除します。

〔3番 安江健二君 入場・着席〕

安江健二君に副議長の辞職が許可されたことを報告します。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行いたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第10として選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（今井美道君）

追加日程第10、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 安江健二君、
4番 今井美和君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。書記が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これにて投票を終わります。

開票を行います。

安江健二君及び今井美和君、開票に立会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、安保泰男君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、安保泰男君が副議長に当選されました。

本席から、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

それでは、ここで新副議長に挨拶をいただきます。

○新副議長（安保泰男君）

このたび副議長に就任させていただくことになりました安保でございます。この件、身に余る光栄と存じますとともに、心から厚く御礼申し上げます。

地方自治体を取り巻く状況は大きく変化し、地方分権の進展に伴い、議会の役割、責務が今まで以上に求められていると考えます。議会は行政に対する監視機能をしっかり果たすことはもちろん、村民の多様な意見を地域課題として、村民全体の福祉の向上と人生100年時代に向けた対応の村政発展のための政策につなげていくことも重要であると考えます。

ここに御推挙をいただきましたからには、議長を補佐申し上げ、皆様方のお力添えをいただきながら円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化を努めてまいる所存でございます。今後とも、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げまして就任の挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（今井美道君）

ただいまの正・副議長の私約交代に伴い、慣例によりまして常任委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第11として、常任委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。常任委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第11として議題とすることに決定しました。

◎常任委員会委員の選任の件

○議長（今井美道君）

追加日程第11、常任委員会委員の選任の件を議題とします。

当議会は、総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の2つの委員会となっており、全議員が総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 安江真治議員から7番 樋口春市議員までの全員を指名したいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方を総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室にて各常任委員会を開き、東白川村議会委員会条例第8条第2項の規定により、正・副委員長の互選を行ってください。互選に当たっては、議会運営委員会を考慮に入れてください。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

全員お集まりですので、総務常任委員会の正・副委員長並びに産業建設常任委員会の正・副委員長互選結果を書記より報告させます。

○議会事務局書記（居石浩之君）

総務常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果並びに産業建設常任委員会委員長、同副委員長の互選の結果を報告します。

総務常任委員長に桂川一喜議員、総務常任副委員長に樋口春市議員、産業建設常任委員長に今井美和議員、産業建設常任副委員長に安江真治議員。

以上で報告を終わります。

○議長（今井美道君）

以上のとおり総務常任委員会並びに産業建設常任委員会の正・副委員長が決定しましたので、報告します。

お諮りします。常任委員会の再編成に伴い、議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第12として議会運営委員会委員の選任を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会運営委員会委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第12として議題とすることに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任の件

○議長（今井美道君）

追加日程第12、議会運営委員会委員の選任の件を議題とします。

議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、2番 安保泰男議員、4番 今井美和議員、6番 桂川一喜議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、安保泰男君、今井美和君、桂川一喜君の3名を議会運営委員会委員に選任する

ことに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に議員控室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行っていただきます。
なお、議長は地方自治法第105条の規定に基づき委員会に出席いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時58分 再開

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

正・副委員長の互選結果を書記に報告させます。

○議会事務局書記（居石浩之君）

議会運営委員会委員長並びに副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員長に桂川一喜議員、同副委員長に今井美和議員。

以上で報告を終わります。

○議長（今井美道君）

以上のとおり議会運営委員会の正・副委員長が決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午前11時59分 休憩

午後0時00分 再開

◎同意第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美道君）

休憩前に引き続き、追加日程第13、同意第5号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、安江健二君の除斥を求めます。

〔3番 安江健二君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第5号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和5年4月25日提出、東白川村長。

記、氏名、安江健二。生年月日、昭和26年〇月〇〇日生まれ。住所、東白川村神土〇〇〇番地。
提案理由の説明を申し上げます。

任期満了により、議会代表の監査委員に新たに安江健二氏を選任するものでございます。選任に

については、議会でも御協議をいただいた上での同意を求めるものでございます。慎重審議の結果、しかるべき決定をお願いいたします。以上です。

○議長（今井美道君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、同意第5号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

安江健二君の除斥を解除します。

[3番 安江健二君 入場・着席]

安江健二君に東白川村監査委員の選任につき、議会が同意したことを告知します。

字句及び数字等の整理について、お諮りをします。本臨時会における議決事項について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任をお願いできませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（今井美道君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回東白川村議会臨時会を閉会いたします。

午後0時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

新 議 長
署 名 議 員

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員 安 江 真 治